

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

平成 24 年 4 月 1 日規程第 3 号
改正 平成 26 年 4 月 1 日規程第 1 号

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人産業医学振興財団（以下「本財団」という。）の定款第 18 条及び第 36 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 役員とは定款第 29 条に基づき置かれる者をいい、評議員と併せて役員等という。
- 二 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- 三 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- 四 評議員とは定款第 14 条に基づき置かれる者をいう。
- 五 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- 六 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む。）、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第 3 条 役員等に対しては職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 役員等に対して、本財団より原稿の執筆、監修、翻訳等を依頼した場合、又は講習会や委員会等の講師、委員等を依頼した場合には謝金を支払うことができる。
- 3 役員等には賞与及び退職手当を支給しないものとする。

(報酬等の額の決定)

第 4 条 常勤役員に対する報酬月額は別表第 1 「常勤役員の報酬月額」のとおりとし、各々の役員の報酬月額は俸給表のうちから、理事長が理事会の承認を得て決定する。

- 2 非常勤役員及び評議員に対する報酬は、理事会への出席等用務の都度、別表第2「非常勤役員及び評議員の報酬」のとおりとする。
- 3 前条第2項に規定する謝金の額は、原稿料規程等一般の規定に定めるところによるものとする。

(報酬の支給)

第5条 月額報酬の支給日、支給方法及び月額俸給より控除する額等の支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程(以下、「給与規程」という。)に準ずる。

(費用)

第6条 本財団は役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 通勤費の計算方法等の支給に関する詳細は、給与規程に準ずる。

(公表)

第7条 本財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則(平成24年4月1日規程第3号)

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する

附則(平成26年4月1日規程第1号)

この規程は平成26年4月1日より施行する。

(別表第1) 常勤役員の報酬月額

号俸	月額	号俸	月額	号俸	月額
1	120,000	11	320,000	21	520,000
2	140,000	12	340,000	22	540,000
3	160,000	13	360,000	23	560,000
4	180,000	14	380,000	24	580,000
5	200,000	15	400,000	25	600,000
6	220,000	16	420,000	26	620,000
7	240,000	17	440,000	27	640,000
8	260,000	18	460,000	28	660,000
9	280,000	19	480,000	29	680,000
10	300,000	20	500,000	30	700,000

(別表第2) 非常勤役員及び評議員の報酬

理事長	月額400,000円とする。
理事長以外の理事	理事会への出席について1日につき20,000円とする。
監事	理事会、評議員会への出席及び監査等について1日につき20,000円とする。
評議員	評議員会への出席について1日につき20,000円とする。